

平成27年度

第1回 ナベヅル、マナヅルの新越冬地形成等検討会

議事次第

時 間：平成27年7月10日（金）9:30～12:00

場所：出水市ツル博物館クレインパークいずみ会議室

開会

挨拶

議題

- 1 これまでの取組について
 - (1) これまでの経緯（資料1）
 - (2) 平成26年度の業務報告（資料2-1～2-3）
 - (3) 韓国順天湾の事例紹介（資料3）

- 2 平成27年度の調査等の取組について
 - (1) 平成27年度の業務案（資料4）
 - (2) 新越冬地形成等の各手法の検討（資料5-1～5-5、参考資料5-1～5-5）

- 3 その他

閉会

ナベヅル、マナヅルの新越冬地形成等検討会設置要綱

(名称)

第1条 この会議は、「ナベヅル、マナヅルの新越冬地形成等検討会」（以下「検討会」という）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、ツル類の健全な個体群の保全を目的として、国指定出水・高尾野鳥獣保護区で越冬する絶滅危惧種のナベヅル、マナヅル等のツル類の日本国内での新越冬地の形成等を図る。

(検討事項)

第3条 検討会においては次の事項を検討する。

- (1) 新越冬地形成等に関する調査等の取組に関する事項
- (2) 新越冬地形成等の計画の策定に関する事項
- (3) その他、新越冬地形成等に必要な事項

(構成)

第4条 検討会は、環境省から依頼された有識者をもって構成する。

(運営)

第5条 検討会は、座長が招集し、議事進行を行う。

- 2 座長は、必要に応じて、委員以外の有識者等に対し、検討会への出席を求めることができる。
- 3 座長は、自ら検討会に出席できない場合、委員の中から座長代理を指名することができる。
- 4 検討会は、公開とする。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、環境省より委託された者が務める。

(その他)

第7条 上記の定めのない事項で、検討会の運営に必要なものについては、別に定める。

(附則)

第8条 この要綱は、平成27年7月10日から施行する。

平成27年度
第1回 ナベヅル、マナヅルの新越冬地形成等検討会
出席者名簿

・委員

尾崎清明 公益財団法人山階鳥類研究所 副所長
金井裕 日本ツル・コウノトリネットワーク 会長
菊地直樹 総合地球環境学研究所 准教授
呉地正行 日本雁を保護する会 会長
塩谷克典 一般財団法人鹿児島県環境技術協会 野生動物対策監
島谷幸宏 九州大学工学研究環境社会部門 教授
高瀬公三 鹿児島大学共同獣医学部 教授
高見一利 大阪市天王寺動物公園事務所 動物園担当課長代理・獣医師
羽山伸一 日本獣医生命科学大学 教授 (座長)
溝口文男 出水のツルと野生生物研究会 代表

(敬称略、五十音順)

・オブザーバー (関係行政機関等)

角田盛広 九州農政局農村計画部資源課 環境保全係長
井原奈津子 九州農政局消費・安全部安全管理課 畜水産安全係長
大久保広作 九州農政局生産部生産技術環境課 課長補佐
川口芳人 国土交通省九州地方整備局河川部河川環境課 課長
寺原隆 鹿児島県環境林務部自然保護課 係長
小金園礼 鹿児島県環境林務部自然保護課野生生物係
工藤聡 鹿児島県環境林務部自然保護課 主事
西園勝彦 鹿児島県教育庁文化財課指定文化財係 文化財主事
渋谷俊彦 出水市 市長
戸田重久 出水市ツル博物館クレインパークいずみ 館長
小塚浩文 出水市ツル博物館クレインパークいずみ 次長
原口優子 出水市ツル博物館クレインパークいずみ 学芸員
松田誠司 山口県教育庁社会教育・文化財課 文化財専門員
山田和弘 山口県環境生活部自然保護課 主査
田中章夫 周南市教育部生涯学習課鶴保護担当 主幹

増山雄士 周南市教育部生涯学習課鶴保護担当
所崎香織 鹿児島県ツル保護会 獣医師
堀口文治 鹿児島県議員
関健志 公益財団法人日本生態系協会 事務局長
庭野礼子 公益財団法人日本生態系協会 主任研究員

・環境省

奥田直久 自然環境局野生生物課 課長
根上泰子 自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 鳥獣専門官
横田寿男 九州地方環境事務所野生生物課 課長
中村陽子 鹿児島自然保護官事務所出水事務室 自然保護官

・事務局

葉山政治 公益財団法人日本野鳥の会自然保護室 室長
伊藤加奈 公益財団法人日本野鳥の会自然保護室